



平成30年3月19日
海上保安庁

第11回船舶交通安全部会の開催について

交通政策審議会海事分科会第11回船舶交通安全部会を以下の日程のとおり開催しますのでお知らせいたします。

なお、本部会において、平成29年10月に諮問した「船舶交通安全をはじめとする海上安全の更なる向上のための取組」について議決をいただき、4月に交通政策審議会長から答申をいただく予定となっております。

- 1 開催日時 平成30年3月26日(月) 10:15～
- 2 開催場所 中央合同庁舎3号館 4階特別会議室
東京都千代田区霞が関2-1-3
- 3 議事 船舶交通安全をはじめとする海上安全の更なる向上のための取組
- 4 取材関係
 - ・本会議は傍聴が可能です(カメラ撮りは冒頭のみ可能です。)
 - 会場準備のため、事前登録制とさせていただきます。
 - ・傍聴を希望する社は、3月22日(木)12時までに、海上保安庁交通部企画課海上交通企画室に、社名、所属、氏名及び連絡先を登録してください。
TEL: (03-3591-6361 内線6221)
 - メールアドレス: jcgkai kokikaku1-4v3m@mlit.go.jp
 - ・会議資料及び議事録は、後日、下記の国土交通省ホームページに掲載予定です。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senpakuanzen01.html

(参考)

海上保安庁は、交通政策審議会の答申を交通ビジョンとして位置付け海上交通施策を推進しており、現在は第3次交通ビジョンに基づき施策を推進中です(各ビジョンの期間はおおむね5年間)。

今年、第3次交通ビジョンが5年目を迎えるため第4次交通ビジョンに係る答申を得るべく、新たなマリナクティビティー出現、クルーズ船寄港急増等海上活動が活発化、多様化するとともに、自動運航船の実用化など海上交通の効率化や生産性の向上に向けた取組が進められるなか、「船舶交通安全をはじめとする海上安全の更なる向上のための取組」と題し諮問したところ、上記部会を開催し、今後とるべき新たな施策を審議いただくこととしています。